

介護保険制度を改正

問い合わせ／長寿いきがい課介護推進担当(内線2673・2675)

8月からの改正内容

■一定以上所得者の利用者負担の見直し

合計所得金額が160万円以上の方の利用者負担割合が1割から2割に変更されます。要介護認定を受けられている方には利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月下旬までに送付します。

■低所得の施設利用者の食費・居住費の軽減要件の見直し

低所得の施設利用者の中で、預貯金等が一定額(単身1千万円、夫婦2千万円)を超える場合や、配偶者が住民税課税の場合(別居の場合を含む)は、食費・居住費の軽減対象外となります。

既に認定証をお持ちの方/現在お持ちの認定証は7月末で期限が切れます。「更新のお知らせ」を送付しましたので、申請書に記入のうえ、添付書類を添えて7月末までに手続きをお願いします。

■高額介護サービス費の負担限度額の見直し

介護サービスを利用されている方で、1か月の利用者負担が高額になった場合、申請により超えた金額が「高額介護サービス費」として支給されますが、現役並み所得の方(課税所得145万円以上の方)は限度額がこれまでの37,200円から44,400円に引き上げられます。※現役並み所得者に該当する場合であっても、同一世帯内にいる第1号被保険者の収入合計が一定額(単身383万円以上、2人以上520万円以上)に満たない場合には、限度額を37,200円に戻します。戻すためには申請が必要です。対象になる可能性のある方には、後日申請書を送付します。

介護保険サービス利用者負担額助成金事業(鴻巣市独自給付)

在宅で介護保険を利用され

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料を改正

「鴻巣市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」がスタートし、計画で定めたサービス費用見込額等に関する介護保険財政の均衡を保つため、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料を下表のとおり改正しました。この保険料は平成27年度から平成29年度まで適用され、3年ごとに見直しをします。

所得段階	対象者	算式	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 住民税非課税世帯の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	※基準額×0.5	※28,100円
第2段階	住民税非課税世帯の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	36,600円
第3段階	住民税世帯非課税の方で、上記以外の方	基準額×0.75	42,200円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	50,700円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	56,300円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	67,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	73,200円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	84,500円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	95,700円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.80	101,400円

※国の制度改正により保険料の軽減が予定されています。詳細は7月中旬に送付する介護保険料決定通知書をご覧ください

ている65歳以上の方のうち、次の要件に該当する方には、利用者負担の2分の1を支給します。支給を受けるためには、申請が必要です。既に受給されている方は、原則として再度の申請は必要ありません。対象/次のすべてを満たす方

○介護保険料の所得段階が第1～3段階(住民税非課税世帯)の方 ※平成27年度の所得段階は7月中旬に送付する

平成27年度の介護保険料は7月に通知します

第1号被保険者の方には平成27年度の保険料額を7月中

介護保険料決定通知書をご覧ください。○介護保険料の滞納がない方 ※生活保護を受給されている方は、対象になりません

対象サービス/居宅(介護予防)サービス

旬(予定)に通知します。また、転入・転出等による第1号被保険者資格の異動や、所得申告などによる課税状況・所得金額等の変更があったときには、年度の途中でも保険料額が変更となる場合があります。

